

試運用実施後の振り返り（確認対象：火災防護（3年の間隔で行う検査））

2/13に「火災防護（3年の間隔で行う検査）」の試運用を実施頂きました。
今回の試運用に対する振り返りは、以下のとおりとなります。

1. 試運用の進め方

- ・検査ガイドの記載にはありませんが、検査制度の見直しの重要な点であるリスクインフォームドパフォーマンスベースとは、「どこで火災が発生したら、保安安全への影響が大きくなり、多くのリソースを投入しなければいけなくなるかを考えた訓練シナリオになっているか」と分かりやすく説明をしていただきました。このような訓練への考え方は大変参考になり、今後の新規制基準への対応の中で、合わせて検討していかなければならない課題であると認識いたしました。ただ、訓練シナリオが固定されてしまうことへの懸念もあるため、将来的にはマンネリ化しないように、リスクに関わらないシナリオも必要になっていくということも考えられるのではないかと思います。
- ・試運用の前日に検査官室のPCに実装した社内の保安文書を検査官単独で確認されたとのことで、その事前準備だけでフリーアクセスにより検査を行うことは無理があるのご意見がいただきました。その後経験を踏まえて、フェーズ2ではどのようなやり方で実施されるか、ご検討いただく必要があるのではないかと考えます。

2. 検査ガイド記載関係

- ・年間を通じて事業者が実施する訓練に、日常検査として立ち会われることが主な検査の手段であるのご説明がありました。当該検査の検査行為が日常的に行われるものであるにもかかわらず、検査ガイドに“3年間隔で行う”と記載されており、誤解を生じさせるのではないかと考えます。検査官による報告の頻度を3年に1度とするという意味であれば、その旨が分かる記載を追記されてはいかがでしょうか。
- ・検査ガイドの5.1(1)⑩の記載については、「煙除去装置の配置」、「煙除去活動の実施」、「排煙機器」が許認可事項に該当せず設置していないため、当該項目の削除をお願いしたいと思います。

3. その他

- ・検査官室の整備について、既契約に基づき、工事の実施と費用負担を原子力規制庁総務課地方事務所班殿へご相談させていただいているところですが、2018/9/21時点のご連絡により「暫く待つほしい、また、連絡あるまでは、着工しないでほしい、現地規制事務所や本庁核燃料監視部門から工事状況を問われたら、総務課地方事務所班から「待つ」と言われていると回答すればよい」とのことでしたため、その後、進められず、対応に苦慮しております。
- ・試運用の終了後に、フェーズ2説明会を開催いただき、ありがとうございました。年度末に向け

て様々な業務がある中で、事業所で開催頂き多数の者が参加することができました。説明会資料の記載のうち、資料1の3頁「検査官が検査で必要に応じて機器等に触れることの可否と範囲を整理」につきましては、「(現行ガイド GI0001 の記載) 施設の安全確保の観点においても、原則として回転機器等の設備・機器、保管されている資機材等に自ら触れない、又は、不用意に接触しないように留意する。」を「(ガイド GI0001 の変更案) 現場のウォークダウンにおいては、設備・機器等の機能や状況に影響を与える行動や検査官自身に危険が及ぶ可能性がある行動は一切行わないこと。」と言い換えると説明いただきましたが、いいかえるのであればむしろ、両記載を併記いただかなければ、誤解を生じうると考えます。加工事業者に対する原子力規制検査においては、機器の温度や振動を確認するための触検が必要である場合は、事業者に実施を指示していただくことが適切ではないかと考えます。引き続きご検討いただきますよう、お願いいたします。

以上